

遠隔授業における著作物の取り扱いについて

従来の著作権法では、著作物の内容をオンライン授業などで配信（＝公衆送信）するためには、著作権者から個別に許諾を得る必要がありましたが、教育の情報化に対応するために、改正著作権法が2018年5月に成立し、「授業目的公衆送信補償金制度（以下、本制度という）」が新設されました。これにより、文化庁の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（SARTRAS）に補償金を支払えば、個別の著作権者に無許諾で授業目的において公衆送信することができるようになりました。

この改正著作権法は2021年より施行される予定でしたが、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、予定よりも早く2020年4月28日から施行されることになりました。加えて、2020年度に限り、補償金額を特例的に無償として認可申請を行うことを決定しました。

本制度の利用にあたっては、可能な限り事前にSARTRASへ利用するための届出を行う必要がありますが、佛教大学では、5月中旬に届出を行う予定ですので、改正著作権法35条1項の範囲内において、本年度は無償（来年度以降は、補償金額を支払って）で使用することができるようになります。

制度の詳細については、SARTRASのホームページをご参照ください。

●SARTRAS ホームページ

<https://sartras.or.jp/>